

# 市内の小中学生から明るい選挙への思いが詰まった作品がたくさん集まりました 令和5年度明るい選挙啓発作品コンクール 審査結果

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎096-248-1112

明るい選挙啓発作品コンクールへのご応募ありがとうございました。明るい選挙推進協議会および選挙管理委員会で、応募作品1,268点の審査を行ない、選考した下記のポスター作品を県の2次審査へ提出しました。また、習字作品の優秀賞を決定し、市役所1階ロビーに、11月1日(水)~30日(木)まで掲示しますので、ご覧ください。

皆さんが応募してくれた作品は、明るい選挙の推進を含めた選挙啓発活動に役立てていきます。

## ポスターの部



西合志中央小学校3年  
坂井 愛梨



西合志中央小学校4年  
宮本 悠士朗

## 習字の部



楓の森小学校3年  
なかかわ たいが  
中川 大嘉



西合志東小学校4年  
すぎもと りお  
杉本 凜桜



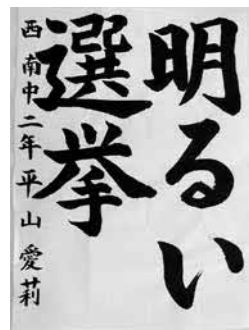
西合志中央小学校5年  
くろく みはる  
九重 心春



西合志中央小学校6年  
まつした ゆいな  
松下 由愛



信愛女学院中学校1年  
えとう ここ  
衛藤 瑚々



西合志南中学校2年  
ひらやま あいり  
平山 愛莉



合志中学校3年  
ひろなが りの  
廣永 利乃

※選考作品は、市ホームページにはカラーで掲載しています  
ポスターの色合いなど、ぜひホームページをご覧ください



▲市ホームページ



市税の期限内納付にご協力ください

## 11月11日~17日は『税を考える週間』です

●問い合わせ先 税務課 収納班 ☎096-248-1114



**市税は暮らしを支える大切な資源です**  
市の財政は市民の皆さんからの市税で賄っています。市税は、教育・福祉などの住民サービス、道路や公共施設の整備維持などさまざまな事業を進めるための大切な財源であり、皆さんの日々の生活を支えています。

### 納付方法

▼スマートフォン決済アプリ  
バーコードが印字された使用期限内の納付書は、スマートフォン決済アプリを利用して納付できます。



▲スマートフォン決済アプリ

### ▼二次元コード決済

固定資産税と軽自動車税に限り、使用期限内の納付書に印刷されている二次元コードから納付できます。



▲二次元コード決済

### ▼コンビニエンスストア

夜間や休日でも納付書期限内のものに限る)があれば納付できます。

### ▼日曜開庁

第2・4日曜日、午前9時から午後1時まで税務課で納付できます。

### ▼便利で確実な口座振替をおすすめします

一度口座振替の手続きをすると自動的に口座から引き落とされ、翌年以降も継続されます。口座振替手数料は市が負担するため不要です。市が負担する手数料も最も安価なため、市の財政の安定運営に繋がります。

### ▼口座振替の申し込み方法

- ・ 持っていくもの  
通帳、届け出印、納付書
- ・ 申込窓口  
税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内金融機関
- ※申し込みから口座振替まで1~2カ月程度かかります
- ※郵送での手続きを希望する人は税務課へお問い合わせください
- ※ゆうちょ銀行で口座振替を希望する人は、郵便局窓口で手続きしてください

### 税負担の公平性のために

市税の滞納が増えると、滞納金の回収にコストがかかり、期限内に納付した人の税金が滞納解消のために使われるなど、税の不公平感が生まれます。安定した市民サービスの提供のために、市民の皆さんの期限内納付が重要です。

## 未納を放っておくとこんなことに

市では、市税の確保と税の公平性を保つため、財産の差し押さえなどの滞納処分を行なっています。

### ▶滞納があったとき

期限内に納付がなされずに市税などが滞納された状態になると、督促状を発送します。発送後も納付がない場合は、財産を調査し、財産の差し押さえなどをします。

### ▶差し押さえ対象の例

預貯金・給与・生命保険・不動産・自動車・国税還付金など

**給与・年金の差し押さえ**

完納になるまで、法律による計算方法で算出された金額を取り立てます。

**自動車の差し押さえ**

所有している自動車をタイヤロックなどにより差し押さえ、売却で換価・売却します。

**各種債券の差し押さえ**

生命保険の解約返戻金やアパートの敷金などの金銭債券を差し押さえ、取り立てます。

### 期限内の納付が難しいときは、お早めにご相談ください



災害、事業の廃止、失業、病気、その他のやむを得ない事情により税金の納付が困難な方は、生活収支や財産の状況をお聞きしたうえで、分割納付などにより期限を猶予することができる場合があります。

### ▶注意

- これらは、やむを得ない事情にはあたりません
- ・ 住宅や自動車ローンなどの返済(個人資産の形成)
  - ・ 収入に見合わない生活の維持または浪費
  - ・ ギャンブルや趣味への投資・借金